

議案第134号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の162.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。